

## 漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金交付要綱

令和5年3月17日  
農政水産部水産政策課

(趣旨)

第1条 県は、漁業担い手の確保及び就業後の経営向上・安定化を図るため、予算で定めるところにより、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構（以下「機構」という。）、沿海市町、漁業協同組合及び漁業者グループ（以下「漁協等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が沿海市町又は納税義務の発生しない任意団体以外の者であるときは、第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 補助事業者が沿海市町以外の者であるときは、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号）
- (3) 補助事業者が沿海市町以外の者であるときは、第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 補助事業者が沿海市町であるときは、補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経費を他の経理と明確に区分し、その支出を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当するとき 計画変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 規則第10条第2項第2号のに該当するとき 中止（廃止）承認申請書

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 事業の実施を証明する関係資料

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る

部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （財産の管理及び処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運営を図らなければならない。

- 2 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のもとする。
- 3 規則第21条第1項各号に掲げる財産を処分したことにより収入があつた場合には、交付した補助金の額を限度として、知事は、その収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

#### （書類の保管等）

第13条 補助事業者は、補助金の収支を明らかにした書類及びその証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### （書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。
  - (1) 海の担い手イノベーション（担い手確保体制強化）事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日定め）
  - (2) 水産業人材投資事業費補助金交付要綱（令和元年7月1日定め）

別表（第3条、第8条関係）

区 分	補助対象経費	補助率	重要な変更
(1)多様な人材の確保・育成事業（うち漁業の魅力発信・スタートアップ研修事業）	機構が、漁業の魅力発信・スタートアップ研修事業実施要領（令和5年3月17日定め）に基づき事業を実施するための経費	定額	県費補助金の増額又は30%以上の減額を伴う変更
(2)多様な人材の確保・育成事業（うち経営開始資金等交付事業）	沿海市町が、経営開始資金等交付事業実施要領（令和5年3月17日定め）に基づき事業を実施するための経費	2分の1以内（ただし、準備資金の上限は1人当たり687千円、経営開始資金の上限は1人当たり500千円）	県費補助金の増額又は30%以上の減額を伴う変更
(3)稼げる沿岸漁業創出事業（うちDXによる魚価向上事業）	漁協等が、DXによる魚価向上事業実施要領（令和5年3月17日定め）に基づき事業を実施するための経費	2分の1以内	県費補助金の増額又は30%以上の減額を伴う変更

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

(1) 漁業の魅力発信・スタートアップ研修事業

区分	実施場所	実施時期	具体的な内容
漁業の魅力発信			
スタートアップ研修			

(2) 経営開始資金等交付事業

区分	就業地区	漁業種類	具体的な内容

(注) 区分の欄には、経営開始資金交付事業実施要領の区分を記入すること。

(3)DXによる魚価向上事業

実施漁業者氏名	実施地区	漁業種類	具体的な内容
産直EC販売計画（実績）			
活用する産直ECサイト名			
実施時期	出荷回数	出荷数量	
	回	kg	
魚介類販売額 A	出荷経費 B	I 産直ECの収益 A - B	
円	円	円	
上記魚介類を従来販路で販売した場合の収支			
主たる従来販路			
魚介類販売額 A	出荷経費 B	II 従来販路の収益 A - B	
円	円	円	
産直ECに取り組んだことによる収益増加額 I - II			円

- (注) 1 実施漁業者氏名の欄には、実施者が漁協であるときは出荷予定（実績）のある漁業者氏名、漁業者グループであるときは構成員全員の氏名を記入すること。
- 2 産直EC販売計画（実績）の欄は、出荷ごと又は魚種ごとに記入するなど、できるだけ詳細に記入すること。

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要 する(要した) 経費 (A+B)	負 担 区 分			備 考
			県費補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
(1) 漁業の 魅力発信・ スタートア ップ研修事 業	円	円	円	円	円	
(2) 経営開 始資金等交 付事業						
(3) D X に よる魚価向 上事業						
合 計						

4 事業完了(予定)年月日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1) 漁業の魅力発信・スタートアップ研修事業	円	円	円	円	
(2) 経営開始資金等交付事業					
(3) DXによる魚価向上事業					
合 計					

### 3 支出経費の内訳

区 分	金 額	内 訳
	円	
合 計		

(注) 内訳の欄には、金額の明細を記入すること。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

〇〇年度漁業DXによる担い手確保育成事業計画変更承認申請書

このことについて、下記のとおり計画を変更したいので、漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更事業計画及び変更経費の配分

注) 変更前と変更後を、容易に比較対照できるように、変更部分を2段書きにし、変更前を [ ] で囲み上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

3 収支予算

注) 収支予算に変更がある場合は、2と同様に記載すること。

4 添付書類

注) 知事が必要と認める資料を添付すること

※中止（廃止）承認申請書は変更を中止（廃止）に書き換えてこの様式に準じて作成するものとする。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け（文書番号）により交付決定通知のあつた漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金について、漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 （○年○月○日付け（文書番号）による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

参考様式  
(要綱第4条関係)

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

### 補助金等交付申請書

漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金交付要綱に基づく○○年度漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金については、金 円を交付されるよう、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 納税証明書
- (4) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- (5) 暴力団と関係しないことの誓約書

#### 2 本件担当者氏名等

担当者氏名  
電 話 番 号  
電 子 メール

(要綱第11条関係)

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

### 補助事業実績報告書

○年○月○日付け(文書番号)により交付決定通知のあった漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金については、下記のとおり事業を実施したので、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)第14条の規定により、関係書類を添えて報告する。

### 記

#### 1 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施を証明する関係資料

#### 2 本件担当者氏名等

担当者氏名

電話番号

電子メール

(要綱第10条関係)

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○○年度漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金の精算払(概算払)請求書

○年○月○日付け(文書番号)により交付決定通知のあった漁業DXによる担い手確保育成事業費補助金について、下記のとおり請求する。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 今回請求額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 既受領額  | 円 |

口座振替申出表示	
債権者番号	
金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

担当者	
連絡先	

(要綱第11条関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名： \_\_\_\_\_

事業実施年度	年度	補助事業名	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
施設名 能力等規模	設置場所	取得年月日	総事業費 〈税込〉 円	補助対象 事業費 円	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					県補助金 円	その他 円					
合 計											

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。  
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権の設定権者の名称又は補助金の返還額を記入すること。  
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機器については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。